

# 滋賀県流域治水に関する施策の実 施状況説明書

平成27年度滋賀県議会定例会  
平成27年9月定例会議報告

(報第13号)

目 次

	頁
報第13号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について……………	1

報第13号

**滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について**

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第38条の規定に基づき、報告する。

平成27年 9 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

報第13号  
滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

## 第1 概要

水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、河川整備など「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要であり、滋賀県流域治水の推進に関する条例（以下「条例」という。）を平成26年3月31日に公布し、同日に一部施行した。

その後、平成26年9月1日に条例第29条の規定（宅地または建物の売買等における情報提供）について施行した。

さらに、平成27年3月30日には条例第5章（氾濫原における建築物の建築の制限等）の一部およびこれに関連する条項について施行した。これにより、条例の全部施行に至った。

「滋賀ならではの安全・安心な地域づくり」に向け、国、市町および地域住民等と連携し、水を安全に「ながす」基幹的対策は、平成26年3月に策定した滋賀県河川整備5ヶ年計画（以下「5ヶ年計画」という。）に基づく河川整備を実施すること、被害を最小限に「とどめる」対策や水害に「そなえる」対策等は、地域の特性に応じた施策を実施することにより、「滋賀の流域治水」の取組を進めた。

## 第2 施策の実施状況

### 1 基礎情報

#### (1) 想定浸水深の設定等の実施状況

##### ア 想定浸水深の設定（条例第8条第1項）

##### (ア) 施策の実施状況

流域治水対策を検討するための基礎情報である想定浸水深については、条例第8条に基づき、関係市町の長の意見を聴き、平成26年9月1日に長浜市と近江八幡市を除く17市町において設定を行った。

##### (イ) 施策の評価

想定浸水深を流域治水の基礎情報として、水害に強い地域づくり協議会等において、国、市町および地域住民等と連携して、浸水リスクや地形など地域の特性に応じた浸水被害の回避または軽減に必要な諸施策の取組を推進することができた。

##### (ウ) 施策の今後の課題

条例第8条に基づく想定浸水深の設定、公表は、市町への必要な支援策（条例第27条）、県民相互の連携（条例第34条）および財政上の措置（条例第37条）などの取組の

基礎となるものである。

このため、引き続き長浜市および近江八幡市と調整を行い、早期に、県全域において想定浸水深の設定を行う必要がある。

イ 想定浸水深の更新（条例第8条第1項）

(ア) 施策の実施状況

想定浸水深の更新に関して、土地利用の変化や河川改修の進捗等、想定浸水深への影響がある行為についてその資料を収集するとともに、国等の最新の知見を収集し、概ね5年ごとの更新に向けた準備作業を進めた。

(イ) 施策の評価

次期更新に向けた課題の抽出や、取り組むべき方針の整理をすることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

国土交通省が公表した「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」（平成27年1月）など、最新の知見を具体化するとともに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく最新の浸水想定区域図作成マニュアル等も参考にし、想定浸水深の更新を進めていく必要がある。

2 流域治水対策

(1) 河川における氾濫防止対策（「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策）の実施状況

ア 河川改修事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

5ヶ年計画に基づき、日野川、大戸川、中ノ井川、大川、鴨川等47河川で河川改修事業を実施した。

年度		H26	H27	H28	H29	H30
完了区間 延長 ※1	目標	2.5km	6.0km (累計)	9.0km (累計)	12.0km (累計)	14.0km (累計)
	実績	2.6km				
工事着手済 延長※2		8.7km				
完了区間延長 (堤防強化)※3		0.3km				

※1：完了区間延長とは、河道の改修が完了した区間について、河川中心線の延長により算出。

※2：工事着手済延長とは、改修完了に至らないが一定工事が施工済・施工中・工事契約済である区間について、河川中心線の延長により算出。

※3：完了区間延長（堤防強化）とは、堤防の質的向上を図るものとして選定したトラ

ンク河川における対策工完了の区間について、河川中心線の延長により算出。

(イ) 施策の評価

現川の河積拡大や放水路・しょう水路の整備、堤防強化等の対策により、各河川において流下能力を向上させることができた。

平成26年度においては、流下能力の向上を図る対策を日野川や鴨川等15河川、2.6 kmの区間で実施し、堤防強化を図る対策を祖父川や安曇川等3河川、0.3 kmの区間で実施した。

(ウ) 施策の今後の課題

円滑かつ着実に河川改修事業を推進するため、引き続き市町や自治会、道路管理者、鉄道管理者等の関係者との協議調整を進めるとともに、事業用地の確保に努める必要がある。

イ 河川維持管理事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等の河川維持管理事業を順次実施した。

特に、想定浸水深が大きい区域がある大戸川、日野川、姉川、高時川については、5ヶ年計画に基づき、重点的に河川維持管理事業に取り組んだ。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
竹木伐開	69河川				
	234千㎡				
堆積土砂除去	79河川				
	90千㎡				
護岸補修等	177河川				

(イ) 施策の評価

竹木伐開や堆積土砂除去などの取組により、各河川の現況の治水機能の維持を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

既に多くの維持管理必要箇所を抱えているが、局地的な集中豪雨や台風の発生により、土砂の堆積や護岸の破損など、新たな維持管理必要箇所が発生する。

そのため、緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

ウ ダム堰堤改良事業（条例第9条）

(ア) 施策の実施状況

石田川ダムにおいて、堰堤改良事業としてゲート改良工事を実施した。

## (イ) 施策の評価

遮水・制水機能、開閉動作の安定性、流下能力の確保ができ、洪水調節機能を向上することができた。

## (ウ) 施策の今後の課題

平成27年度に策定する治水ダム長寿命化計画に基づき、管理6ダムについて、順次ゲート類や管理制御設備等の更新・改良を実施し、ダム機能の維持・向上を図る必要がある。

## エ 河川整備計画の作成（条例第9条）〔河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2〕

## (ア) 施策の実施状況

平成26年度末現在、県内7圏域のうち、5圏域については計画策定済みであり、2圏域が未策定である。残る湖北圏域および湖西圏域の河川整備計画策定に向けて作業を進めるとともに、関係機関（国、市町）や地域住民との調整を進めた。

湖北圏域については、関係機関との調整を図り、平成27年5月24日に住民説明会を開催した。

湖西圏域については、平成27年1月24日に住民説明会を開催し、その後、平成27年3月24日から平成27年4月7日まで縦覧を実施した。

策定済みの甲賀、湖南圏域については、事業区間変更等により、国に変更認可申請を行い、平成26年12月11日付けで変更が認可された。

## (イ) 施策の評価

未策定の湖北圏域および湖西圏域の計画策定に向け、関係機関と調整を図り、河川法に基づき住民意見を反映するための準備を進めることができた。

## (ウ) 施策の今後の課題

湖北圏域および湖西圏域については、今後、河川法に基づき、住民意見の反映、学識経験者・関係市長の意見聴取を行い、それぞれの意見を踏まえた上で河川整備計画策定を目指して取り組んでいく必要がある。

特に、湖北圏域河川整備計画については、国および独立行政法人水資源機構が実施している丹生ダム検証の状況を注視しつつ、手続きを進める必要がある。

## (2) 集水地域における雨水貯留浸透対策（雨水を「ためる」対策）の実施状況

## ア 集水地域における雨水貯留浸透対策（条例第10条、第11条）

## (ア) 施策の実施状況

条例第10条および第11条に規定する集水地域における雨水貯留浸透対策の趣旨を周知するため、雨水貯留浸透機能の確保をテーマに「第8回流域治水シンポジウム」を平成27年2月15日に開催した。

(イ) 施策の評価

シンポジウムにおいて、雨水貯留浸透に関する国の動きや全国各地の取組事例を紹介し、雨水を「ためる」対策の意義や貯留による流出抑制の有効性等について、県民の理解を深める契機とすることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

水循環基本法（平成26年法律第16号）および雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）も踏まえ、関係機関や団体、地域住民等と連携して、今後の具体的な取組を検討していく必要がある。

雨水貯留対策および地下浸透対策が促進されるよう、雨水貯留浸透施設の効果や施設基準等をわかりやすく明示したガイドライン等を国の知見等を踏まえて策定する必要がある。

イ 環境に配慮した森林づくりの推進（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

人工林において、1,609 haの間伐を実施した。

(イ) 施策の評価

人工林において琵琶湖の水源かん養機能等の多面的機能が維持・増進され、雨水貯留浸透機能を持続的に発揮することができた。

平成26年度 実績 1,609 ha／目標 3,100 ha 達成率52%

(ウ) 施策の今後の課題

間伐材の有効利用を図るための搬出を伴う間伐への移行により、進捗が遅れているが、集約化を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

ウ 中山間地域等直接支払交付金事業（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

中山間地域等直接支払制度を活用した農用地の維持・管理が、9市町（139集落）・協定面積1,575 haで実施された。

(イ) 施策の評価

条件不利地である中山間地域等において、集落協定などが締結され、多くの参加者の共同活動による水路・農道の適正な管理・補修や適正な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止が図られ、また洪水などの災害から国土を守る機能など多くの多面的機能を発揮することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もあり、今後新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを

行う必要がある。

エ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

農地、農業用水路や農村環境等の保全のため、①農地維持支払については、19市町（824組織）：交付対象面積35,276haを対象に、②資源向上支払（共同）では、19市町（784組織）：交付対象面積34,431haを対象に地域共同活動を支援した。

(イ) 施策の評価

県内農振農用地面積の約7割において、農地・農業用施設等の保全のための地域共同活動が実施され、多面的機能（国土保全や水源かん養等）や集落のコミュニティ機能の維持が図られた。

(ウ) 施策の今後の課題

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。

農村地域の活力を維持し、豊かな農村環境を次世代に引き継いでいくため、取組面積の拡大と活動組織の体制を強化する必要がある。

(3) 氾濫原における建築物の建築の制限等（被害を最小限に「とどめる」対策）の実施状況

ア 浸水警戒区域の指定（条例第13条）、水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

甲賀市信楽町黄瀬地区と米原市村居田地区において、浸水リスクに対応した安全な住まい方のルールを検討するため、水害に強い地域づくり協議会内に住民ワーキンググループを立ち上げ、想定浸水深が確率規模1/200で3m以上となる区域内の既存家屋等を対象とした測量調査を実施し、床面高や地盤高を測定し、安全な住まい方の検討に向けた取組を進めた。

また、浸水警戒区域指定を行う際に必要な「区域界」と「想定水位」の設定について、設定手法の検討とともに、課題の把握等に努めた。

(イ) 施策の評価

浸水警戒区域の指定を踏まえた安全な住まい方の検討に向け、地域住民に対して条例の趣旨・区域指定に伴う建築規制等を説明し、現地の測量調査の協力を得て取組を進めることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

区域指定に向け、地域住民に対して区域指定（たたき案）を提示するとともに、支援策を含めた安全な住まい方の具体的な検討を進め、地域の合意形成を図っていく必要がある。

イ 建築制限の審査の考え方・耐水化ガイドラインの策定（条例第15条）

（ア） 施策の実施状況

安全な住まい方への誘導に繋がる「浸水警戒区域での建築制限の審査基準」および「耐水化建築ガイドライン」を策定し、平成27年度より運用することとした。

（イ） 施策の評価

建築制限に係る「浸水警戒区域での建築制限の審査基準」や「耐水化建築ガイドライン」の策定により、浸水警戒区域での建築制限に係る審査や耐水化建築に向けた基準など、安全な住まい方への具体的な指針を示すことができた。

（ウ） 施策の今後の課題

今後、策定した基準をもとに審査等を行うことになるが、運用の中での課題等を把握し、適宜改善していく必要がある。

ウ 盛土構造物設置等ガイドラインの運用（条例第25条）

（ア） 施策の実施状況

条例第25条に基づき、盛土構造物（道路や鉄道）の設置等により、その周辺地域において、著しい浸水被害が生じないよう配慮するための「盛土構造物設置等ガイドライン」を策定し、平成27年度より運用することとした。

（イ） 施策の評価

盛土構造物の設置等に伴う浸水リスクの予測評価に関する「盛土構造物設置等ガイドライン」を示すことにより、氾濫原減災に繋がる具体的な手法を明示することができた。

（ウ） 施策の今後の課題

「盛土構造物設置等ガイドライン」は、今後運用する中で、適宜改善していく必要がある。

エ 浸水被害危険度調査事業（盛土構造物の設置等に対する配慮）（条例第25条）

（ア） 施策の実施状況

高島土木事務所管内の五番領安井川線を対象として、盛土構造物設置により周辺地域において著しい浸水被害が生じないかについて調査検証を実施した。

（イ） 施策の評価

調査検証の実施により、著しい浸水被害が生じないことを確認することができた。

（ウ） 施策の今後の課題

調査検証の結果は、地域住民等関係者が浸水リスクをより正しく理解できるよう活用していく必要がある。

オ 二線堤などの機能維持（条例第30条）

(ア) 施策の実施状況

野洲川右岸（野洲市三上地先）の氾濫流制御機能を有している既存盛土について、地先の安全度マップを用いて、氾濫流制御効果を定量的に評価した。

(イ) 施策の評価

二線堤の氾濫流制御効果を定量的に整理することができた。また、関係市と氾濫流制御効果の定量的評価結果を共有することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

想定浸水深の設定・更新を行う中で、必要に応じて二線堤等の機能評価および維持を進めていく必要がある。

(4) 浸水に備えるための対策（水害に「そなえる」対策）の実施状況

ア 調査研究の推進、教育訓練等（条例第30条、第31条）

(ア) 施策の実施状況

流域治水に関する施策を効果的に実施するため、大学、学会、弁護士、建築士、NPO等と意見交換を行い、調査研究を推進した。

また、浸水に関する記録を収集し、普及するための水害履歴調査については、平成26年度は15回の聴取調査を実施した。そのうち3回については、立命館大学工学部歴史都市防災研究室と連携して取り組んだ。

さらに、出前講座や水害図上訓練等については、自治会や学校、団体などに対して、年間延べ80団体、約5,000人を対象に実施した。

(イ) 施策の評価

出前講座等を通して、条例や地域の水害特性が認知され、地域や学校、企業等において「水害に強い地域づくり」に対する意識を高める契機とすることができた。

また、水害履歴調査については、大学との連携などにより先人の知恵などを地域に伝承することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

出前講座等については、引き続き、地域や団体の要請に応じて実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し強化する必要がある。

イ 水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

条例第33条に基づき、浸水被害の回避または軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議するための水害に強い地域づくり協議会を全圏域において設置した。平成26年度までに設置していた琵琶湖湖南、東近江、甲賀、湖北、高島の5圏域に加え、平成27年2月には湖東圏域において同協議会を設置した。

特に浸水リスクの高い地区のうち、甲賀市信楽町黄瀬地区および米原市村居田地区をモデル地区とし、住民ワーキンググループを立ち上げた。両地区では、地域の特性や想定浸水深を把握するとともに、既存住居の床面高等の測量を実施するなど、避難体制や安全な住まい方について地域住民と連携して検討した。

(イ) 施策の評価

水害に強い地域づくり協議会の取組の中で、浸水に備えるための対策について、地域の現状把握や課題の抽出など、市町や地域住民と今後の解決すべき事項を共有することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

特に浸水リスクの高い地域において計画的に実施していくため、引き続き、市町と連携していく必要がある。

ウ 防災対策事業（雨量水位等の情報提供、ハザードマップ作成支援など）（条例第26条、第27条）〔水防法第9条～第16条〕

(ア) 施策の実施状況

雨量、水位、避難判断の情報提供については、土木防災情報システムなどを通じて適時提供した。河川重要水防区域等、水防に必要な情報は、滋賀県水防計画に記載した。

また、市町が実施するハザードマップ作成や水防訓練への支援を行った。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、市町および県民に的確かつ迅速に伝達することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

平成27年5月の水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨や内水氾濫を考慮した新たな「浸水想定区域図」の作成が規定され、今後も市町と連携して対応を進めていく必要がある。

エ 不動産取引における水害リスクの情報提供（条例第29条）

(ア) 施策の実施状況

条例第29条に基づく宅地建物取引業者による不動産取引の際の相手方等に対する水害リスクに関する情報提供が円滑に行われるよう、宅地建物取引業者の研修会等で周知を図った。

(イ) 施策の評価

宅地建物取引業者により、取引の相手方等に対して、宅地や建物の不動産取引の際に、水害リスクに関する情報提供が行われており、安全な住まい方への一助となっている。

(ウ) 施策の今後の課題

宅地建物取引業者の関係団体と引き続き連携し、運用上の課題等を整理し、必要な対応を行う必要がある。

オ 滋賀県総合防災訓練（浸水に備えるための対策）（条例第32条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県総合防災訓練については、平成26年9月21日に大津地域（主会場：皇子山総合運動公園）にて、157機関・約4,500人の参加を得て、災害対策本部設置・運営避難所開設、応急救護、炊き出し、応急給水、ボランティアセンター開設、孤立集落救出救護、火災防御、現地医療体制の確保、道路・河川等公共施設の被災確認、応急復旧および物資払出し・輸送等の訓練を実施した。

(イ) 施策の評価

県・市町・消防をはじめとする各防災機関の連携や的確かつ迅速な対応体制の確立と県民の防災意識の高揚を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

複合型災害への対応や各地域の実情に即した訓練の実施が必要である。

また、高齢者、障害者等の要配慮者への対応についても、地域の特性に応じて検討していく必要がある。

さらに、地域住民の参加をより拡大していくことや地域住民が主体となる訓練の実施が必要である。

カ 防災キャンプ推進事業（浸水に備えるための対策）（条例第34条）

(ア) 施策の実施状況

平成26年度は文部科学省の「体験活動推進プロジェクト」（国委託事業）として、愛荘町で生徒を対象とした災害時の対応の理解促進、学校等を避難所とした生活体験の実施等の防災プログラムを、地域住民や保護者の参加を得て実施した。

(イ) 施策の評価

地域住民相互の助け合い・思いやり意識の醸成、地域防災意識の向上、災害派遣活動の理解、事業計画の構築に取り組む中で、住民同士の「顔の見える関係」づくりを進めることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

各地域でも防災教育の観点に立った青少年の体験活動を通じて、想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを推進することにより地域防災力を向上する必要がある。

